

## 証 明 書

本籍地(都道府県) 千葉県  
 氏 名 ○○××  
 (旧 姓)  
 (通称名)  
 ○○○○年 ○○ 月 ×× 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

## 記

期 間	施設名及び住所	体験の概要	施設の長の名及び印
○○○○年  ○○ 月 ×× 日  ~ ○○ 月 ×× 日  月 日  月 日  (5日間)	特別養護老人ホーム ○○苑  ○○市○○区○○○町 ○○番地	高齢者の介護等	○○×× (公印)

※1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

※2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」の区分を記入すること。

## 【注意事項】

- ★「施設の長の名及び印」欄の「印」は、施設の長の公印を押す。
- ★施設の長の公印を設置していない場合は、施設を設置した法人の法人印でも可とする。
- ★施設の長の公印及び法人印も無い場合は、施設の長の私印でも可とするが、その場合は欄外に「○○施設では施設長の公印を設置していないため、本証明は施設長○○○○の私印によって証明する」と追記する。
- ★「記」以下の証明内容を訂正する場合は、施設の長の公印で訂正する。
- ★「旧姓」、「通称名」を記載する場合は、千葉県教育委員会教育振興部教職員課免許班に申告する。

**学校等で準備してください。学生は記入しないでください。**

## ◎介護等体験「体験の概要」欄の記載文言について

▽前提として

- 施設から受け取った証明書の「体験の概要」欄の内容は、**基本的に各学校での判断**となります。
- 体験の概要欄で「必ず従わなければならない記載方法はありません」  
⇒「高齢者の介護等（介助等）」など「〇〇の介護等」といった定型の書き方は**ございません**。

▽学校担当者様の判断される場合、下記2点が記載されていることが必須です。

- ①対象者（介護や介助を行った対象）
- ② ①対象者に対してどのようなこと、何をしたのか。

①に関しては、体験先の社会福祉施設の施設種別によって異なります。

②に関しては、①の対象者に対して**介護・介助・交流のいずれか**を行ったことが伺えることができる。

### 適切ではないと思われる文言

- (2) 高齢者の方の1日の過ごし方の把握。コミュニケーションの方法。
- (3) 高齢者福祉
- (6) 障害福祉サービス事業所（生活介護）

⇒いずれも介護等を行う対象者の確認ができかねるため、また、介護・介助・交流のいずれかを行っているという確認が取れない文言であるため。

「高齢者福祉」といった名称だけ記載したものや「高齢者の過ごし方」という介護等であると**汲み取れない表現は、体験した実績が伺えないため、不適切であるとみられます。**

証明書の内容、特に【体験の概要】欄を確認するには「対象者」と「対象者に対して何を行ったか」の記載があるかの確認をおねがいたします。

しかし、上記『▽前提として』記載のように、**最終的な判断を本会（千葉県福祉人材センター）では行うことができかねる**ため、担当者様のご判断となりますことをご承知おきくださいませ。